

特別支援教育就学奨励費について

北九州市立八幡特別支援学校 事務室

(1) 特別支援教育就学奨励費制度

特別支援教育就学奨励費とは「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、障害のある児童、生徒が特別支援学校へ就学するために要する経費の一部を国又は県が支給する制度です。特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度（支弁区分）に応じて、対象となる経費の一部あるいは全額が支給されます。

(2) 支弁区分

就学奨励費の支給は保護者の負担能力（世帯の居住地域、世帯全員の所得、家族構成）により表の認定基準で支弁区分Ⅰ～Ⅲの3つの区分に分けられます。この区分ごとに支給される経費や支給割合が異なります。年度当初に認定手続きをしていただき、7月中旬ごろ決定した支弁区分を通知します。

支弁区分	認定基準	支給割合（原則）
Ⅰ区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の1.5倍未満 もしくは生活保護受給者	支給限度額の範囲内で実費の額 生活保護を受給している場合は、生活保護費が調整される場合があります。
Ⅱ区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の1.5倍以上2.5倍未満	支給限度額の範囲内で実費の半額 一部の経費は支給割合が異なります。
Ⅲ区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の2.5倍以上	原則、支給されません。 (一部、支給される経費があります)

*収入月額：前年中の世帯の総所得額から保険料等を控除した額を12で割った額
*生活保護基準需要額：生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める基準額に基づいて算定した額

(3) 支給対象経費

①教科用図書購入費（高等部対象）

高等部で使用する教科書代

②学校給食費（全学年対象）

保護者が負担する学校給食費の実費額

③通学費（全学年本人・付添人対象）

通学の実態に応じ、原則として最も経済的な経路及び方法で通学する場合の交通費が支給されます。付添人経費は、小学部1学年から3学年までの児童、小学部4学年から高等部までの肢体不自由又は重度・重複障害の児童・生徒が通学する場合の付添人が原則対象となります。ただし、学校長が個々の児童・生徒の状況を考慮し、常時付添を要すると判断した場合は、対象となります。

④職場実習交通費（本人のみ、付添人は対象外）

学校の教育計画に基づき、生徒が教師の指導のもとに学校以外の事業所等において現場実習に参加する場合の交通費（通学費との重複支給はしない）

⑤交流学习交通費（全学年の本人）

児童等が学校教育の一環として小学校・中学校・高等学校または特別支援学校の児童・生徒と共に集団行動を行う交流および共同学習に参加する場合に必要な交通費

⑥修学旅行費（本人・付添人）

修学旅行およびその付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学科

⑦校外活動等参加費（本人・付添人）

- ・校外活動 … 校外活動（宿泊なし）に参加、あるいは付添に直接必要な交通費・見学科
- ・宿泊生活訓練…学校行事として行われる宿泊生活訓練に参加、あるいは付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学科

⑧職場実習宿泊費（本人のみ、付添人は対象外）

学校の教育計画に基づき、生徒が教師の指導のもとに学校以外の事業所等において入所して現場実習に参加する場合の宿泊にかかる経費の一部

⑨新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（小・中・高の1年生）

新入学時に必要とする学用品。通学用品の購入費

新入学児童・生徒入学説明会の日から4月末日までに購入したもの（一部例外品目あり）

⑩学用品・通学用品購入費（全学年対象）

通常の授業や学校生活に必要とする学用品・通学用品の購入費

令和5年3月1日～令和6年2月29日までに購入したもの

令和6年3月1日以降に購入したものは来年度にご請求ください。

⑪オンライン学習通信費（全学年対象）

オンライン学習実施月の通信費および機器（ルーター等）の購入・レンタル費

オンライン学習が実施された場合のみ対象となります。

※⑧～⑪の経費請求にはレシートや領収書とその内訳がわかる書類（請求書等）が必要になりますので大切に保管してください。

※⑥、⑦の付添人経費については、通学費と同様に児童生徒の身体等の状況により、学校長の判断・要請により付き添う場合に支給されます。

（4）支給額

別紙①（特別支援教育就学奨励費支給単価（限度額一覧））をご覧ください。

（5）申請・支給時期

それぞれの申請書類の提出時期と支給時期は別紙②の表のとおりです。

(6) 申請書類の配布

就学奨励費申請関係の書類は令和5年度に新しい様式に改訂される予定となっていますので、記入例とともに入学式に配布を予定しております。

また本校ホームページ内にも各種書類を掲載しておりますので印刷してご利用ください。

- ・八幡特別支援学校ホームページ (<https://www.kita9.ed.jp/yahata-s>)
「トップページ」→「事務室」
- ・様式改訂後4月中旬に新様式を掲載する予定です。

(7) レシート等の保存

新入学児童生徒学用品・通学用品など就学奨励費の請求にはレシートや領収書の添付が必要です。

新学期まで汚れや破損して記載内容が判読できなくなったり紛失しないように大切に保管してください。

(8) その他

就学奨励費を請求するには細かい要件等がございます。別紙①～④をよくご確認ください。

就学奨励費に関して不明な点やご質問等ございましたら、事務室の就学奨励費担当までお尋ねください。

北九州市立八幡特別支援学校 事務室 TEL 093-641-8675

特別支援教育就学奨励費支給単価（限度額一覧）

（金額は令和4年度）

		支給対象 学 部	支弁区分 Ⅰ	支弁区分 Ⅱ	支弁区分 Ⅲ	備 考	
教科用図書購入費		高	実費全額	実費全額	実費全額	・原則各教科1冊	
学校給食費		小・中・高	実費全額	実費の1/2	—	・校納金年間基本徴収額 小…47,300円 中・高…56,100円 実食数やアレルギー食により減額あり	
交通費	通学費	本人	小・中・高	実費全額	実費全額	実費全額	・自家用車利用者 1kmあたりガソリン代(13円)×通学距離×通学日数 ・公共交通機関利用者 日額×通学日数もしくは定期券購入費
		付添人 支給要件あり	小・中・高	実費全額	実費全額	実費全額	
	職場実習費		中・高	実費全額	実費全額	実費の1/2	算定方法は通学費に準ずる (本人分のみ)
	交流及び共同学習		小・中・高	実費全額	実費全額	実費の1/2	原則学校から学校までの最も経済的な 通常の経路及び交通費の額
修学旅行費	修学旅行費	本人	小	21,580	10,790	—	交通費・宿泊費・見学科 (一部支給対象外の経費があります) この金額は支給上限額です 実際の負担額に応じて支給されます (Ⅱ区分は負担額の1/2)
			中	57,720	28,860	—	
			高	107,810	53,905	—	
		付添人 支給要件あり	小	33,730	16,865	—	
			中	82,850	41,425	—	
			高	155,760	77,880	—	
	校外活動等参加費	本人	小	18,580	9,290	—	交通費・宿泊費・見学科 (一部支給対象外の経費があります) この金額は支給上限額です 実際の負担額に応じて支給されます (Ⅱ区分は負担額の1/2) 宿泊学習も含まれます
			中	24,660	12,330	—	
			高	24,820	12,410	—	
		付添人 支給要件あり	小	27,870	13,935	—	
中	36,980		18,490	—			
高	37,220		18,610	—			
職場実習宿泊費		高	7,520	3,760	—	実習を行う場合の宿泊費用 昼食代は対象外(年間上限額)	
新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費(新1年生)		小	51,110	25,555	—	通常必要とする新入学に当たっての学用品・通学用品代の実費 生活扶助による入学準備金の受給者は対象外	
		中・高	57,980	28,990	—		
学用品・通学用品購入費		小	11,640	5,820	—	通常必要とする通学用品・通学用品代の実費	
		中	22,740	11,370	—		
		高	32,270	16,135	—		
ICT 機器購入費		高	50,930	50,930	50,930	教育課程上必要であると学校判断し、 授業で使用するもの	
拡大教材費 (1冊あたり)		小・中	10,500	5,250	—	拡大教材のページ数(表紙を除く)× 1ページ当たりの単価(限度額42円)	
オンライン学習通信費 ※オンライン学習が実施された 場合のみ支給対象		小・中・高	12,000	—	—	・通信費 月額単価1,000円×オンライン学習実施月数 ・通信機器(ルーター等)購入費実費 ・全て合わせての上限額	

※通学費に関しては徒歩やスクールバスの場合には支給されませんが通学届の提出は必要です。

※「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」は、4月末日までの日付の領収書(レシート)が対象です。

※支弁区分Ⅱについて「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」「学用品・通学用品購入費」は、購入額の半額が支給対象額です。

提出書類と提出締切

	提出書類	提出締切
支弁区分 認定	収入額・需要額届（様式1）受給辞退者も提出	令和5年4月28日
	所得証明（下記のいずれか） ・令和4年分所得額証明書（満16歳以上の世帯全員分） 高校在学中の家族や高等部に在籍する生徒も含む 非課税証明書や源泉徴収票では認定できません。 ・生活保護受給証明書	令和5年6月9日 （予定）
通学費 認定	通学（帰省）届・付添人承認申請書・自家用車利用承認書 （様式12号）裏面に必ず通学経路を記入してください。	令和5年4月28日
	車検証の写し（一部又は全区間通学に自家用車を利用する場合） 申告時に車検証の有効期限が有効なもの 令和5年1月4日以降の電子車検証の場合には閲覧ソフト等で有効 期間の満了する日の記載のあるもの（自動車検査証記録事項） ※燃料費負担申告書（記載事項の所有者、使用者のいずれの欄にも保 護者の氏名が無い場合には併せて提出）	通学方法や通学経路を 変更された場合は改めて 速やかに提出してく ださい。
	通学定期・付添人定期券の写し（公共交通機関を利用する場合） 利用期間が令和5年度入学式もしくは前期始業式以降のもの	令和5年4月28日 ※新たに定期券を購入 した場合はその都度
支給手続	口座振込依頼書（様式14号）	令和5年4月28日
	振込口座預金通帳もしくはカードの写し 開設支店名、口座番号、口座名義人氏名（カタカナ）がわかるもの	
	精算払希望届（様式15号）	
学用品費 通学用品費 請求手続	新入学児童・生徒学用品購入届（様式19号・19号別紙） 別紙に領収書等を貼って提出してください。	令和5年6月30日
	学用品費・通学用品購入届（様式20号・様式20号別紙） 別紙に領収書等を貼って提出してください。	随時受付・最終締切 令和6年2月29日

※ 所得額証明について

- 収入の有無に係わらず16歳（高校2年生）以上の家族全員の証明書が必要です。
令和4年12月31日時点の満年齢早見表にて対象のご家族をご確認してください。
- 本校高等部に在籍する生徒本人も必要となります。
「令和4年 所得証明（願）」【後日配布】に必要な家族の氏名を記入して区役所等で交付を受け提出してください。（福岡県内の市区町村では交付手数料が免除されます。）
- 前年（令和4年）に収入の無い（未申告）ご家族の場合には、証明発行窓口（各区役所内の市民税課・税務課等）にて申告手続きを行って所得額証明書の交付を受けてください。（出張所では発行できません）
- お勤め先の事業所所在地等により令和4年分所得額証明書の交付開始時期が予定より前後しますので、事前にお住いの区役所等にご確認ください。（北九州の場合：例年6月1日から交付開始予定です。）

※ 受給を辞退される場合も収入額・需要額届（様式1）は必ず提出してください。

支給時期（予定）

支 給	学用品・通学用品領収書等	通学費・給食費等実績	支給予定
第1回	～令和5年6月16日提出分	令和5年4月～7月分	8月下旬
第2回	～令和5年11月17日提出分	令和5年8月～11月分	12月下旬
第3回	～令和6年2月16日提出分	令和5年12月～令和6年2月分	3月下旬
第4回	～令和6年2月29日提出分	令和6年3月分	令和6年4月中旬

※ 職場実習費・校外活動等参加費・修学旅行費は業者の請求時期等により遅くなる場合があります。

就学奨励費の通学費（付添人経費を含む）について

【付添人経費の支給される場合】

付添人経費は、小学部1学年から3学年までの児童、小学部4学年から高等部までの肢体不自由又は重度・重複障害の児童・生徒が通学する場合の付添のみが原則対象となります。ただし、学校長が個々の児童・生徒の状況を考慮し、常時付添を要すると判断、もしくは要請した場合は、対象となります。

【自家用車利用の場合】

- ① 自家用車での送迎を行う場合は、学校長の承認がある場合を除いて利用距離に応じた本人分の通学費のみ支給されます。
- ② 有効期限内の車検証の写しを提出してください。職場体験学習交通費を請求する場合は再度提出してください。
- ③ 令和5年1月4日より車検証が電子化されています。電子化された車検証には車検の有効期間が表示されていないので、電子車検証になっている自家用車を利用する場合は発行時や更新時に発行される「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。

【公共交通機関利用の場合】

- ① JR・西鉄バス・筑豊電鉄電車・北九州市営バス・北九州モノレールなどの公共交通機関をご利用の場合は、定期券、ICカード、特バス、福祉優待乗車証の利用をお願いします。療育手帳や障害者手帳をお持ちの場合には付添人も含めて割引運賃が適用される場合もありますので、各交通機関の窓口でお尋ねください。
- ② 西鉄バスと筑鉄電車を乗り継いで利用される場合に西鉄バス・筑鉄電車連絡定期券やICカードを利用して乗車すると乗り継ぎ割引が適用されます。
- ③ 得バスや定期券を使って通学する場合、定期券等の利用有効期間内の出席すべき日数によっては支給される通学費が購入代金を下回ることがあります。就学奨励費で支給される通学費は定期券等の日額（定期券等の購入代金÷定期券有効期間中の出席すべき日数）と現金等で実際にかかる割引運賃の日額を比較して低廉な金額となります。

【例】

日	月	火	水	木	金	土
2/26	27	28	3/1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

◆JRと筑鉄を利用

定期券の有効期間が2/26～3/25の出席すべき日数は17日で、JRの割引往復運賃220円区間と筑鉄割引往復運賃260円区間を利用

10日が学校行事（卒業式）でお休み

13日が風邪により欠席

21日が祝日（春分の日）で休校

24日～春休み

JR定期 3,680円 ÷ 17日 = **216.47円** < 220円

筑鉄定期 6,340円 ÷ 17日 = 372.94円 > **260円**

JRは定期券代を支給

筑鉄は割引往復運賃×出席した日数(16日)を支給

出席すべき日数は、長期休業日、土曜・日曜・祝日、現場実習期間、その他学校行事で事前に学校に登校しないことがわかっている日を除いた日数となりますので、定期券等の購入の際にはご注意ください。（台風や積雪等で臨時に休校になった日は除外されません。）

- ④ 放課後ディサービス等を利用されている場合は片道分の割引運賃の日額で比較します。
- ⑤ 本人・付添人の定期券等を購入した場合には必ずコピーを提出してください。

【自家用車と公共交通機関を併用の場合】

高等部の生徒でバス停や駅まで自家用車での送迎を行う場合は、利用距離に応じた本人分の通学費のみ支給され付添人経費は支給されません。

就学奨励費を請求するためのレシート等の提出にあたって

就学奨励費の「新入学学用品購入費」「学用品・通学用品購入費」の請求にはレシートもしくは領収書の提出をお願いしておりますが、下記の必要事項が記載されたものが必要となります。レシートや領収書などの一部を切り取ったものは支給対象外となりますので切り取らずにご提出いただきますようご協力よろしくをお願いします。

◆記載が必要な事項

- ・購入日もしくは納品日（注文の日ではありません。）
「新入学学用品購入費」は 4 月末日まで
「学用品・通学用品購入費」は 2 月末日まで
通販の場合は代金引落日などの支払の日も必要です。
- ・購入店舗
- ・購入品名（具体的な記載がない場合は余白に記入してください）
- ・購入品 にレジ袋が含まれていないか
レジ袋や包装代は支給されません
- ・値引きの有無（割引やクーポンやポイント利用がないか、その分は請求額から差引かれます。）
- ・支払総額に送料、梱包費用、代引手数料が含まれていないか（その分は請求額から差引かれます。）
- ・支払に商品券（電子商品券も含む）やギフトカードを利用していないか（その分は請求対象外となります。）
WAON、nanaco、PayPay などのチャージするタイプの電子マネーでの支払い分は請求可能です
- ・消費税額（内税か外税かもしくは非課税）
- ・領収書の印鑑や収入印紙の有無（レシートの付いた形式の場合は不要の場合もあります）
領収書に必要な事項が記載されていない場合は別に納品書等も添付してください
5 万円以上の購入金額の場合には消印された収入印紙が貼られているか

※ 歩行等を補助する装具には補助金や福祉健康保険が適用される場合がありますので、適用の有無や領収書が適用後の金額なのかがわかる見積書などを一緒に提出してください。

※ カード番号等の個人情報を塗りつぶしてご提出いただいて構いません。

※ ネット通販で購入された場合には購入履歴画面などから領収書を印刷して提出してください。また必要事項が表示されたページを印刷したものか発送された商品に同封された内訳書もご提出してください。

◆ネットオークションやフリマサイトを利用しての購入

ネットオークションサイト、フリマアプリやフリマサイトでは販売事業者や出品者などからの領収書が発行されない場合があります。また購入代金にはオークション手数料やサイト利用手数料が含まれますので以下の書類を提出してください。

- ・カードで支払った場合
手数料の額がわかる明細書、カード利用明細と引き落とし口座通帳の該当箇所のコピー
- ・コンビニや金融機関からの振込で支払った場合
手数料の額がわかる明細書、コンビニや金融機関の発行する振込領収書

◆体操服など学校を通して購入した物品（学級費で購入した物品も含む）

納入業者からの領収書を学校でお預かりして請求の手続きをします。（領収書の写しをお渡しします。）